

象になるのは現用文書であり、公文書館で閲覧に供するものは非現用文書である。したがって、3年保存文書が満了して公文書館に引き渡されれば、選別を経て歴史的公文書として評価され保管されるものは、2年後には閲覧の対象となる。神奈川では30年という時限は設けていない。情報公開制度と公文書館の閲覧制度の大きな違いは、時の経過による閲覧提供の範囲の違いだと思う。100年前の文書の個人情報、個人情報だからといってマスキングするかどうか、その考え方の違いが情報公開制度とアーカイブズによる閲覧制度であろうと思う。

渡辺佳子（学習院大学）：神奈川県立公文書館条例の第4条で「知事は前条の規定により…」という表記がされているが、実際の仕事をするのは知事ではなく館長であろうと思う。そのためには館長に事務委任をする必要がある。どのようにしているのか。

報告者：当然、知事が選別するわけではなく、公文書館長に委任している。委任は施行規則の第1条で規定されている。

足田晃（鳥取県立公文書館）：公文書管理条例についての神奈川県と国との比較について。内閣総理大臣に廃棄の承認が得られなかった文書について、石原氏は行政機関にその保存期間を延長させるというのは違和感がある、それで委員会の中では中間保管庫への保存はどうかという提言をした、というお話だった。神奈川県の場合は移管するか廃棄するかを公文書館長が決定して歴史的公文書として重要だと思ふものは保管、そうでないものは廃棄していると思う。行政機関がいないから廃棄すると言ったものを、内閣総理大臣はこれは重要ですよという判断をすること、そのへんはどのように解釈したらよいか。

報告者：9月の公文書管理委員会の議事録をご覧ください。要するに、行政機関の長が廃棄したいというふうに出してきて、内閣総理大臣から廃棄は適当でないという意見が出た場合は、現場の省庁がいないのだから

【質疑記録】

畑田正樹（秋田県公文書館）：秋田県の制度では公開している文書は作成から30年以降のものであり、30年未満は情報公開制度の対象となっている。したがって30年を過ぎたものだけを公文書館長の権限で利用提供という形にしているが、このような形について神奈川県立公文書館ではどのように考えるか。

報告者：神奈川県の場合、情報公開制度の対

中間保管庫へ移管すべきと申し上げた。

足田：中間保管庫ではなくて、一気に公文書館へ移管するという方向では考えられなかったのか。

報告者：私もそう思う。もともと、内閣総理大臣が同意、というのは原案にはなかった。法律のはじめの案では、廃棄処分は行政機関の長が決める、とされていた。それが議員修正の段階で、廃棄について行政機関だけの判断ではだめ、とされ、そこに内閣総理大臣のフィルターができた、ということ。そのあとのことはおそらく考えていなかっただろうと思う。せっかく中間書庫を作ろうとするのだから、それは中間書庫に移管することにしたらどうかという考え方だ。